

習近平と「北京反腐敗宣言」

徳 岡 仁

目次

- (1) 「アジア太平洋協力 (APEC)」北京会議
- (2) 中国社会の新たな展開
- (3) 移民の新たな潮流
- (4) まとめにかえて

(1) 「アジア太平洋協力 (APEC)¹⁾」北京会議

2014年11月8日、北京で開催された第26回アジア太平洋経済協力閣僚会議において「北京反腐敗宣言(以下「宣言」と略す)」が採択され、11日の首脳会議閉幕式で発表された。この「宣言」は中国主導で進められ採択されたという。会議に参加した習近平は、主要な成果の一つにあげた²⁾。

この「宣言」³⁾は、2004年サンティアゴで開催された第16回APEC閣僚会議で「我々APEC首脳は、腐敗との闘い及び透明性の促進を確約する。腐敗は我々の社会に破壊的影響をもたらす経済的、政治的かつ社会的問題で、民主主義と経済成長、組織・機関の威厳と社会的価値を脅かす。我々は、「国連腐敗防止条約」⁴⁾の重要な役割を強調するとともに、同条約の原則・条項の枠組みの範囲において腐敗対策及び透明性確保を目的とした行動につき決定した」ことをうけたものであった。

1990年代以降のグローバル化の進展は、公務員や企業関係者の関わる汚職が政府機関や企業の活動が国境を容易に超え世界に広がると共に各々の国家や地域内に留まらず世界への拡散を強める。こうした傾向は、21世紀期の今日なお引き続く情勢であり、それ故にAPECでの重要な議題となっているのである。

現在GDP世界第二位の中国は、元来長けていた外交力に加えて経済力を有する大国として、国連をはじめとする国際機関や各種の国際会議では不可欠の存在であり、これまでになく巨大

な影響力を持つ。政治的にあるいは経済的なその影響力は国際社会の動向を左右する力を有することはもはや議論の余地はないが、外交は内政の延長だとすると中国内政上の諸問題も次第にその影響を無視できなくなりつつあると言えよう。

2012年11月中華人民共和国の最高指導者である習近平は、中国共産党中央委員会総書記に選出された中国共産党第十八次全国代表大会（十八全大会）直後に開催された中央員会第一回全体会議（十八期一中全会）後の記者会見で、政権の今後を表明した決意宣言の中で次のように指摘した⁵⁾。

「重大な責任は、党に対する責任に他ならないのである。わが党は全身全霊人民にサービスする党」であり、「人民を指導して世界が注目する業績を挙げた」が、「最近の新しい情勢の下では、厳しい課題に直面しており」、「党内には多くの解決すべき問題が存在する。中でも党幹部に生じている汚職による腐敗であり、大衆から浮き上がることであり、形式主義であり、官僚主義などの問題であって、懸命に解決しなければならないのである。全党は目覚め、強硬に、一丸となり、断固として党を管理し、厳しく党を統治し、自身の突出した問題をしっかりと解決し、活動方法を改良し、大衆と密に結びついて、終始わが党が中国の特色ある社会主義事業の確固たる指導の核心となるようにしなければならない」と、断固たる決意を表明した。

こうして政権を継承した習近平は、翌12月4日に中央政治局会議を主催したが、この会議では「中央政治局関于改進工作作風密切連系群衆的八項規定（「八項規定」と省略）」が採択された⁶⁾。

政権を継承し独自の道を歩み始めた2013年には習近平の新政権は、「『反腐敗闘争』の重要性和緊迫性を新たにより高い段階へと引き上げ、一連の重要な配置を行った」⁷⁾。それは、「『裸官（「裸体做官」の略⁸⁾。配偶者や子女などの近親者を海外に出し、単身で国内に残っている役人』を防止する規定を制定することから、トップの権力を分散させること」などであり、「『老虎（トラ：大物）蒼蠅（ハエ：小物）一起打（一網打尽）』を堅持し、疾風怒濤のような反腐敗行動を」と腐敗撲滅に取り組んだのであった。

とくに中国が「北京反腐敗宣言」で意図するのは、高位高官の汚職官僚を徹底して逃げ得を許さないことで、すでに7月から「狐狩り2014」行動として汚職官僚で国外逃亡した容疑者の検挙につとめていたのであった。APEC閣僚会議直前の10月29日までに40余りの国家や地区で180人の経済犯罪容疑者を検挙したのであった。検挙数は昨年一年間の総数を超えていた⁹⁾。

今や「腐敗官僚」は国内のみならず世界の「避罪天堂（逃亡天国）」へと拡大を続ける。

(2) 中国社会の新たな展開

全国人民代表大会を前にした3月1日、中国商務部は、「世界貿易機関（WTO）の貿易統計（速102（894）

報値)で、2013年の中国のモノに限った貿易総額が4兆1600億ドル(約423兆円)」で、輸出型の製造業が「米国を抜いて世界最大の貿易大国となった」と発表した¹⁰⁾。

一方で、商務部が「世界最大の貿易大国」になったと誇らしげに発表した同日の夜十時ころ、雲南省の省都にある昆明駅で一群の男女が刃物を持って駅構内に入り込み、コンコースや切符売場付近で通行人に対して片端から切りつけたという¹¹⁾。

この事件に先立って本邦外務省でも、昨年8月に「中国に対する渡航情報(危険情報)の発出(2013年08月27日)」をして、「新疆ウイグル自治区では、2009年に区都ウルムチ等で発生した暴動により多数の死傷者を出し」、「その後も、カシュガル市における無差別殺傷事件(2011年7月)、ホータン地区で暴徒が人質2名を取って立てこもる事案(同年12月)(警察官が1名死亡するなどした。)、カシュガル地区でナイフを所持した暴徒の襲撃により15名が死亡する事案(2012年2月)、ホータン発ウルムチ行き旅客機のハイジャック未遂事件(同年6月)、カシュガルで東トルキスタン独立運動によるものとみられるテロ事案(2013年4月)、トルファン地区で暴徒により24名が殺害される事案(同年6月)等が発生」と、当地へ渡航する邦人旅行者に警告を発していた¹²⁾。

中国当局も2013年の一年間にウイグル人に関係する十件の「テロ」事件があったと公表した¹³⁾。

表1) 2013年国内「テロ」事案10件

日時	場所	使用凶器など	テロ対象	死傷者
① 4月23日	カシュガル近郊	ナタ、爆発物など	政府職員	23人死傷
② 6月26日	トルファン近郊	ナタ、油	警察官など	41人死傷
③ 7月18日	ホータン市	なた、爆発物など	派出所	17人死亡
④ 7月30日	カシュガル市	ナタ	一般人	7人死亡
⑤ 7月31日	カシュガル市	ナタ	一般人	4人死亡
⑥ 8月20日	カシュガル近郊	爆発物	不明	15人死亡
⑦ 10月28日	北京市	ナタ、油、ピラ	天安門	3人死亡
⑧ 11月26日	カシュガル近郊	ナタ	派出所	9人死亡
⑨ 12月15日	カシュガル近郊	爆発物	不明	20人死傷
⑩ 12月30日	カシュガル近郊	爆発物	県公安局	8人死亡

『中国国家安全研究報告(2014)』より作成

2014年6月5日には「新疆維吾爾(ウイグル)自治区烏魯木齊(ウルムチ)、阿克蘇(アクス)、喀什(カシュガル)、和田(ホータン)など6地区の人民法院(地裁)」において、「23件のテロ事件、被告81人に絡む第一審公判が開かれた。各被告に対し、テロ組織の組織・指導・参加、殺人、放火などの罪により、死刑、無期懲役、有期懲役の判決が言い渡された。このうち9人

には執行猶予なしの死刑，3人には2年間の執行猶予付きの死刑判決」が言い渡された¹⁴⁾。

今年3月1日には被害者172人の大規模な「無差別殺傷事件」が全国人民代表大会開催直前にもかかわらず昆明駅で起こってからのというもの，実行犯とされる2人を含む3人が死亡し79人が負傷したウルムチ駅（4月30日），6人が負傷した広州駅（5月6日）など人の多く集まる各省の中心駅で発生した¹⁵⁾。

4月30日に発生したウルムチ駅での事件では，「事件が起きた午後7時10分ごろは，中国中央テレビの全国ニュース『新聞聯播』で，学校や農村のウイグル族らと交流する習主席の姿が放映されていた時間帯。『新疆の発展の未来は美しい』などと伝えられていた最中に事件が起きたことで，習主席は完全にメンツをつぶされた形」だったという¹⁶⁾。

同じくウルムチ市中心部では翌月5月22日の朝市で，「車両突入・爆発事件の死者は31人，負傷者は94人に上った」という¹⁷⁾。3，4，5月の三か月間だけで合計379人が死傷するウイグル族が絡むとされる「テロ」事件が起こったことになる。

少数民族対策に苦慮する中国当局ではあるが，これまでチベット族，トルコ系諸族，モンゴル族，あるいは満州族などの少数民族は漢族諸王朝とは支配被支配と攻守所を変えるなど複雑な歴史的背景を有する。これら少数民族と今日の中華人民共和国においても圧倒的多数を占める漢族との関係は，こうした永くて複雑な関係を要因として必ずしも親和的融和的な関係が構築されたわけではない。

中国における少数民族は，政治的動向その他によってその存在を規定されてきた。最後の王朝である清朝と，それに引き続く政権であった中華民国では「五族（満，漢，蒙，西藏（チベット），回紇（ウイグル）ウイグル）」がすべてであったが，中華人民共和国成立以降「民族識別工作」が行われ漢族以下56の民族にとなったことにそれは見られる¹⁸⁾。今日，共産党政権は漢族を含むすべての民族はある種「共同幻想」の中に各少数民族の従来の意識や近代的な民族意識を解消させ，各少数民族は「中華民族」¹⁹⁾という「大家族」の一員を構成するという。

少数民族が多く住む地域はほとんどが中国の辺境地域を占め，例えばチベットはインドとの境を接し，ウイグル自治区はソ連解体後独立した中央アジア諸国と，内モンゴル自治区はモンゴル国，広西中ワン族自治区はベトナムとそれぞれ国境を接する。満州族は現在の中国東北三省および極東ロシアのシベリア，沿海州であるが，現在ロシアと中国の両国に分割され国境を形成する地域となっている。しかしながら「連邦制」はもとより「民族自決権」などを北京の中央政府は断固として認めない。

中国では構成民族総数の95%ほどと大多数を占める漢族と他の少数民族の関係においては上述したように歴史的に見ればその関係は単純ではなく，最後の王朝の清朝では三百年近く少数の満州族が大多数の漢族を支配していた。5世紀6世紀の北朝や隋唐朝以降においてはわずかに宋，明の二代ばかりであった。中華人民共和国においては，清朝に対する「革命」によって

成立した中華民国によって持ちこまれた近代的なナショナリズムの洗礼を受けつつも旧ソ連におけるような社会主義における民族政策の影響を受け、上述したように必ずしも少数民族の「民族自決権」を認めていない。また、最近の経済成長はチベット自治区、ウイグル自治区などの少数民族自治区において各少数民族が経済的恩恵を満足に享受しているわけではなく、漢族が支配者然として振舞うのを常としているのである。

経済格差や民族差別に起因する不満は、チベット族やウイグル族と言った比較的大きな少数民族の犯行として現れているのが最近の「テロ」事件の背景となっているといえよう。

少数民族の問題は治安問題として当局は厳しく対応する。さらに中国政府はイスラム教徒であるウイグル族の問題は隣国ロシアが抱えるイスラム教徒問題と巧みに連動させ、あるいは世界のイスラム原理主義の運動と関連付けて国際問題としてその取り締まりを正当化する。

一方で中国内政のある種の反映としての治安状況は、表2に数値化したものを掲げたが、とくに今世紀に入ってからには刑事事案と治安事案とを併せた犯罪発生率が1000を超えたが、1997年と比べるとわずか4年経過した2001年に二倍となった。そして、その後若干発生率の増加が緩やかとなり2012年にはその三倍の発生率となった。また、治安事案の検挙率が少し良くなったが、刑事犯罪の検挙率は半分近くまで悪化したことが見て取れる。

改革開放路線への転換以来経済の急激な成長によってもたらされた社会の流動化や経済格差の深刻な拡大は、刑法等治安関係諸法の整備と相まって、犯罪件数と犯罪発生率の急激な増加

表2) 中国における「刑事」事案および「治安」事案件数など

年度	刑事事案	A	治安事案	B	総件数	A + B	刑事検挙率	治安検挙率
1997	1,613,629	134	3,227,669	392	4,841,298	526	72.6	93.1
1998	1,986,068	165	3,232,113	418	5,218,181	583	63.7	92.6
1999	2,249,319	185	3,356,083	445	5,605,402	630	61.1	92.5
2000	3,637,307	297	4,437,417	638	8,074,724	935	45.2	90.2
2001	4,457,579	360	5,713,934	797	10,171,513	1157	42.9	84.9
2002	4,336,712	360	6,232,350	823	10,569,062	1183	44.4	83.4
2003	4,393,893	349	5,995,594	825	10,389,487	1174	41.9	81.2
2004	4,718,122	374	6,647,724	875	11,367,041	1249	42.5	80.7
2005	4,648,401	369	7,377,600	920	12,026,001	1289	45.1	85.4
2006	4,653,265	354	7,197,200	902	11,850,465	1256	47.5	85.5
2007	4,807,517	364	8,709,398	1023	13,516,915	1387	50.1	87.8
2008	4,884,960	368	9,411,956	1077	14,296,916	1445	49.1	93.2
2009	5,579,915	419	11,752,475	882	17,332,390	1300	43.9	94.1
2010	5,969,892	448	12,757,660	948	18,727,552	1392	39.0	95.0
2011	6,005,037	443	13,165,583	971	19,170,620	1414	38.5	95.4
2012	6,551,440	481	13,889,480	1021	20,440,920	1502	42.9	95.8
2013	6,598,247	485	13,307,501	980	19,905,748	1465	40.1	95.8

A,B: 事案発生率

『中国法律年鑑』中国法律年鑑社1987年版～2014版より作成

となって表れた。今や世界第二位の経済大国となった中国は、犯罪発生率などに現れた治安状況の悪化も先進国と同様の状況を呈するようになったと言える。

こうした状況は、大気や湖沼河川その他水源の汚染、土壌破壊といった環境問題と併せて人々の暮らしをより厳しいものとしているといえる。

3月5日に始まった第十二期第二回全国人民代表大会初日、国務院を代表して政府活動報告に立った国務院総理の李克強は、政府活動を実に困難な一年だと回顧した。報告では先ず昆明駅事件の犠牲者に黙祷して哀悼の意を表明し、事件の容疑者を厳しく譴責した²⁰⁾。

少数民族の問題をイスラム教やその他の宗教的背景を有する問題あるいは政治問題として取り締まる中国当局の姿勢が看取されるが、治安状況の深刻なのを併せて見ると単なる宗教的政治的な問題として国際問題化することで責任回避が可能であるとするのは問題の歪曲以外何物でもないことが自明であろう。

以下に掲げた表3「公共安全支出」はそのことを如実に語るものと言えよう。外務省中国課の統計（2013年2月）によれば、中国の国家財政支出における支出割合では、国防費とほぼ同程度の支出であるが、表3によると2001年から2013年までの13年間で8.9倍もの伸びであった。この間の財政支出が7.5倍であったころから「公共安全」が如何に重視されたかがわかる。

(3) 移民の新たな潮流

2013年における世界の移民動向についての国連の報告によれば、全人類の4.2%にあたる2

表3) 公共安全支出 (単位: 億元)

年度	GDP	国家財政支出	公共安全支出	財政支出比率
2001	99214.6	18902.58	866.15	4.58%
2002	109655.2	22053.15	1101.57	5.00%
2003	120332.7	24649.95	1301.33	5.28%
2004	135822.8	28486.89	1548.06	5.43%
2005	159878.3	33930.28	1852.89	5.46%
2006	184937.4	40422.73	2174.23	5.38%
2007	216314.4	49781.35	3486.16	7.00%
2008	265810.3	62592.66	4059.76	6.49%
2009	340506.9	76299.93	4744.09	6.22%
2010	401202.0	89874.16	5486.06	6.10%
2011	471564.0	109247.79	6293.84	5.77%
2012	519470.1	125952.97	7111.60	5.65%
2013	568845.0	142292.64	7690.80	5.40%

中華人民共和国国家統計局 <http://data.stats.gov.cn/workspace/index?m=hgnd>

[财经时事] 中国近年公共安全支出占国家财政总支出的比重

「人代経済論壇」2012-3-21 13:24:32 <http://bbs.pinggu.org/>

億 3200 万が移動するが、2000 年以降毎年 2.2% 増え続けていることになるという。また、この間最も移民を受け入れたのはアメリカ合衆国で、移民総数 4578 万 5 千人に上る。第二位は 1104 万 8 千人のロシア、第 3 位には 984 万 5 千人でドイツであった²¹⁾。

同年の中国人の出入国人数はのべ 1 億 9600 万人、その内中華人民共和国(香港・マカオを除く)からの出国者はのべ 9818 万 7 千人、人数の前年同時期比は 18.04% 増。出国中国人の渡航先では、香港、マカオ、韓国、タイ、台湾、アメリカ合衆国、日本、ベトナムで、また、関係機関に摘発された密航者はのべ 2996 人となった²²⁾。

中国人移民については国際連合によると、1990 年の移民数が 410 万人で世界第七位であったのが 2013 年になると 930 万人とインド、メキシコ、ロシアに次ぐ第四位にまで躍進した²³⁾。移民先としてはアメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどの伝統的な移民国家をはじめとして今や全世界に広がる。

合法的移民の有力な手段の一つとして留学があり、中国は世界一の留学生排出数を誇る国家であるという²⁴⁾。留学先はアメリカ合衆国が最も人気があり、2011 年以降アメリカへの全留学生の最大多数を占めるようになった²⁵⁾。

2012 年には合衆国政府は留学ビザ習得の制限緩和を行い、加えて人民元価値の上昇が留学の後押しをした結果、2013 年には合衆国の受入留学生の 28.7% を占めるに至ったのである。また、留学生の低年齢化が見られ、2006 年にアメリカ合衆国の中等教育機関へ留学した生徒が 65 人だったのが、2011 年には 6725 人と約 100 倍に激増した²⁶⁾。

さらに、中国人の富裕層「高净值人(投資額 1000 万元超の資産を保有する個人)」の 64% が、すでに移民しているか、移民を申請中または検討している。専門家は、今後世界は中国人移民の流入という嵐を迎えることになるかとみている²⁷⁾。

昨年、米国は中国人に対し、投資永住権の EB - 5 ビザを 6895 件発給した²⁸⁾。これは米国での 50 万ドル以上の投資を要件とするもので、発給件数では 2 位の韓国人に圧倒的な差をつけて、中国人が 1 位となっている²⁹⁾。

2014 年現在、在外中国人(在外華僑華人)は、5000 万人を超えた。中国人移民が「スパイ」となることが懸念されつつも、米国は依然として中国人富裕層を歓迎している。2013 年 3 月から 2014 年 3 月まで、中国人が米国で購入した不動産の総額は 220 億ドルに達した。アメリカへのアジアからの移民の内、留学や投資移民では最も多く、また、90 年代以降の新移民が七割超、この内 85% が大陸、台湾、香港からの移民である。また、アメリカで生まれた者が三割に上った³⁰⁾。

『国際人材藍皮書(青書)』の主編王輝耀によれば³¹⁾、こうした移民の最近の特徴として①海外移民数が第四位となったこと②「投資移民」、「教育移民」、「ブルーワーカー移民」の新たな移民集団が生まれたこと③国内の環境汚染が移民の排出要因となったこと④大量の中国人移民

によって受入国の移民政策に深刻な影響をもたらしたことなどであったという。

カナダは、中国人移民の大量流入を主な理由として、今年同種のプログラムを停止した³²⁾。

(4) まとめにかえて

習近平は政権を胡錦濤から引き継いで以降、薄熙来、周永康、令計画といった共産党の最高幹部を汚職により摘発した。薄熙来は、同じ「太子党」の権力継承をめぐるライバル、周永康や令計画は、中国の石油や石炭などのエネルギー部門を牛耳っていると言われ³³⁾、また、令計画は「太子党」に対抗する「共青团（共産党の青年組織）」のバックを有するし、石炭産地として中国エネルギーを左右する山西省に拠点を置く「西山会³⁴⁾」とも関係が深いと言われ、かつて党のナンバー2であった李鵬の子息で山西省長李小鵬との関係も取りざたされる。加えて総書記経験者で長老として影響力をなお有するという江沢民、胡錦濤両人の存在も無視できないという。

13年9月に上海に開設された「中国（上海）自由貿易試験区」では、企業は「登録するだけで新会社を設立し、事業を展開できるようになった」のである³⁵⁾。「許認可制から登録制へ」と官僚にとっては「権限」の縮小ないしは消滅を意味する大転換である。中国ではこれまで伝統的に官僚の給与は低く抑えられてきたがこの給与の低さを補ってきたのがまさしくこの「許認可制」に他ならなかったのである。この制度は「腐敗」の温床でもあったことから、付随する権力の消滅はまさしく官僚権限の削減という歴史的転換一つだといえよう。

中国の社会状況とくに治安状況を見ると、「公共安全支出」は今世紀に入って一貫して増加しているけれども、刑事事案および治安事案についていえば2012年に発生件数で、発生率においては2010年ピークを見、2013年はともに減少した。ただ、刑事事案に対する検挙率が低迷を続けていることは重要であろう。このことは、統計的にどれだけ信が置けるかは問題ではあるが、治安状況が極めて良好になったとは言えないまでも一定の安定化を得て、将来状況の好転が見られるのであろうか。

経済成長率の鈍化が始まった今日³⁶⁾、社会の治安状況この動きと連動するかのようである。

実質GDPが10%を下回った2011年12月に開催された中央経済工作では翌12年のマクロ経済政策の主要な基調を「稳中求進」とし、これまでのような急激な経済成長を追求することをしなくなった中国は、2014年12月の中央経済工作会議においても引き続きマクロ経済政策とした³⁷⁾。バランスを重視し安定した経済成長を求める政策は、社会流動の鈍化をもたらし、上述したように社会治安状況の著しい好転とまでは言えないまでもそれまで以上の悪化のない状態での安定という効果を持つことは否定できないといえよう。

と同時に社会の経済格差是正にも貢献することとなろう。こうした社会の安定志向は、当然

のことながら一つは民意の反映でもあるが、習近平の「宣言」はこうした状況の変化の中で一つの突出した問題としての「官僚の腐敗現象」が権力基盤を損なう深刻な現象として顕在化し、これに対する対策はどうしても避けては通れない中で、格好の方策となったといえよう。

「官僚の腐敗現象」は、単に最近の特異な現象ではなく中国の長い歴史において必ず顕在化する問題であって、かの毛沢東もその対策に腐心したのは記憶に新しいところである。も沢東による「奪権闘争」にしかすぎなかったとの評価に終始する「文化大革命」であるが、そこに中国の悪しき伝統である「官僚主義」に起因する権力腐敗の問題を等閑視すべきではなからう。重慶での薄熙來の仕儀は、まさしくこの点の問題を内包しているものであり、官僚政治そのものである中国共産党の現政権にとってはその対応を誤れば実に危険極まりない現象と言わなければならないのである。

注

- 1) APEC is an informal forum that promotes economic growth and trade expansion among its 21 "Member Economies" 経済発展と貿易拡大を促進する非公式フォーラムである。"GUIDEBOOK ON APEC PROCEDURES AND PRACTICES" http://www.ncc.gov.tw/english/files/08091/146_080915_2.pdf
APEC は、1989年11月に発足。最初は閣僚会議(キャンベラ)のみで、1993年11月(シアトル)に初の首脳会議を開催した。中国は、1991年11月(ソウル)の第3回閣僚会議からAPECに正式参加。2001年の第9回首脳会議は上海で開催。「中国にとってAPECは初めて参加した地域経済協力組織であり、地域統合プロセスに融け込み、市場開放経験を蓄積し、周辺外交と首脳外交を開拓するうえで重要な場となった」という(「APECの『中国との縁』」『人民網日本語版』2014年10月29日 http://japanese.china.org.cn/politics/txt/2014-10/29/content_33909349.htm)。
今回の中国開催のAPECは、2014年5月に青島で開催された「第20回貿易担当大臣会合」から始まり、11月に北京で開催された「第26回閣僚会議」と「第22回首脳会議」までの一連の会議が含まれる。
- 2) 「専断談話国反腐幾大障碍：個別国家政治庇護拒引渡」『新京報』2014年11月10日 <http://politics.people.com.cn/n/2014/1110/c1001-26000835.html>。「APEC 打造反腐追逃的“恢恢天網”」『新華網』2014年11月12日 08:47 <http://fanfu.people.com.cn/n/2014/1112/c64371-26008680.html>。「編織全球反腐天網，外逃貪官夢斷黃梁 - 中国反腐败国际合作開啓新篇章」『新華網』2014年11月16日 07:37 <http://sd.people.com.cn/n/2014/1116/c172824-22917219.html>
- 3) 第16回APEC閣僚会議(2004年11月17日～18日サンティアゴで開催)で「腐敗との闘い及び透明性確保のためのサンティアゴ・コミットメント」及び「腐敗との闘い及び透明性確保に関するAPEC行動方針」が合意された。(また、共同声明の「腐敗防止と透明性」において腐敗がAPEC域内そして世界中で良い統治及び経済制度の適切な発展に対する最も深刻な脅威の一つであることが認識され、透明性確保を含む、腐敗を防止しそれと闘うAPECのコミットメントと指導力が、特に経済発展、成長、繁栄において、完全な法執行と社会における共同価値の中核的基盤を強化するために必要不可欠であることに合意された。)「サンティアゴ・コミットメント」の具体的な合意内容は、・腐敗事件を起こした公務員に対し安全な逃避を拒否することを相互に奨励。・国連腐敗防止条約に整合的な

処罰・予防措置の実施に向けた作業。・国際機関との協力、国内腐敗対策に関する情報交換等、腐敗との闘い及び透明性確保に関する個別・共同行動の強化。・腐敗との闘い及び透明性確保のため、革新的な訓練、能力構築及び結果指向な技術支援の開発。・腐敗との闘い及び WTO ドーハ開発アジェンダの進展への鍵となる「APEC 透明性基準」の実施。・高度の倫理・規範をもって商業活動の遂行に努めている APEC ビジネス諮問委員会 (ABAC) 及びアジア太平洋地域のビジネス界首脳を賞賛。「APEC の行動指針」は、1. 国連腐敗防止条約の批准、加盟、実施に向けて全ての適切な措置を取ること。2. 各 APEC メンバーに対する提言と支援を通じ、腐敗の効果的な予防・対策と透明性確保のための措置を強化すること。3. 腐敗事件を起こした公務員に対する安全な逃避を拒否すること。4. 官民双方の腐敗と闘うこと。5. 官民の連携を図ること。6. APEC の関連サブ・フォーラム、他の国際機関 (国連、OECD) 等との連携を図ること。7. 2005 年に腐敗防止専門家タスク・フォースを設置し、腐敗対策シンポジウムを韓国にて開催すること。「外務省」ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2004/com_k.html 第 20 回 APEC 首脳宣言 (会議は 2012 年 9 月 8 日～9 日開催、ウラジオストク) の「附属書 E」 「腐敗との闘い及び透明性の確保」では、「腐敗は、海外及び国内投資を阻み、市場競争を阻害・歪曲し、消費者の安全を脅かし、公共サービスやインフラ・プロジェクトの費用を引き上げ得る。腐敗は、経済成長や持続可能な発展を抑制するのみならず、公共の信頼を損なうことにより、不安感及び不安定性をあおる。公務員の腐敗は、政府に対する公共の信頼と同様に、法及び司法制度を阻害する。腐敗による負の影響は、もっとも直接的かつ不均衡な形で、貧困層によって感じられる」として、「サンティアゴ・コミットメント」及び「腐敗との闘い及び透明性確保に関する APEC 行動方針」を再確認した。「外務省」 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2012/pdfs/aelm_annex_e.jp.

- 4) 「腐敗の防止に関する国際連合条約」は、「国際社会においては、1976 年の米国ロッキード社による外国政府高官に係る贈収賄事件等を契機として、国連犯罪防止会議等でも対策が論議されるようになり、1997 年には経済協力開発機構 (OECD) において、「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」が作成された。2000 年に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」が国連総会で採択されたが、「公務員による腐敗行為に対処するため、締約国に対し、自国の公務員に係る贈収賄行為を犯罪とし、必要な立法その他の措置をとるとともに、外国公務員・国際公務員に係る贈収賄行為を犯罪とし、必要な立法その他の措置をとることを考慮すること (国際組織犯罪防止条約第 8 条)、公務員の腐敗行為の防止等のため、立法上、行政上その他の効果的な措置をとるほか、自国の当局による効果的な活動を確保するための措置をとらなければならないこと (同条約第 9 条) との条項が規定された」。その後、2003 年 9 月 29 日に効力を生じた。本条約は、2005 年 12 月 14 日に発効し、2006 年には、締約国が 47 か国に上り、英国、フランス、中国、オーストラリア等が締結した。「外務省」 「腐敗の防止に関する国際連合条約」 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_6a.pdf、 「参議院」 http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2006pdf/2006042135.
- 5) 「习近平等十八届中共中央政治局常委同中外记者见面」 『新华社』 2012 年 11 月 15 日 14:04
<http://cpc.people.com.cn/18/n/2012/1115/c350821-19591246.html>
- 6) 「中共中央政治局召开会议 习近平主持」 『新华社』 2012 年 12 月 04 日 19:37
<http://cpc.people.com.cn/GB/n/2012/1204/c64094-19791288.html>。
「中央政治局关于改进工作作风，密切联系群众的八项规定」 『中国新闻网』 2014 年 12 月 16 日 09:27
<http://sc.people.com.cn/n/2014/1216/c345454-23238617.html>
- 7) 「統計称去年所打大老虎是近 25 年平均数 5 倍多」 『人民網』 2014 年 3 月 11 日

<http://politics.people.com.cn/n/2014/0311/c1026-24597974.html>

- 8) 中国共産党中央組織部が2014年に公布した「配偶者移居国(境)外的国家工作人員任職崗位管理弁法」によれば、「配偶者と子女が国外に居住しているか、配偶者のみが国外に居住しているか、配偶者と子女ともなく本人のみが国外に居住している場合をいう」。さらに、「清算すべき五種類の裸官」として1 党委、人大、政府、政協、紀委、法院、検察院指導成員、上記機関の工作部門あるいは内部機構の責任者；2 国有和国持株企業(含同金融企業)の常任指導者、事業単位の責任者、重大な商業機密あるいはその他の重大な機密に触れる指導グループの成員と中間指導者；3 軍事、外交、公安、国家安全、国防科学技術工業、機密、組織人事部門などの重要な職務にある者；4 国家の安全事項、発展、改革、財政、金融監督管理などの経済あるいは科学技術の安全の重要な項目を担当する職務にある者；5 その他配偶者が国外に居住することが適当でない国家職務を担当する者、の五種類である。(「中組部首次明确5类岗位“裸官”需清理」『新华网』2014-07-15 04:19
http://news.qq.com/a/20140715/006183.htm?pgv_ref=aio2012)
- 9) 「『北京反腐敗宣言』対跨境追逃意味着甚麼？」『新華網』2014年11月9日 <http://politics.people.com.cn/n/2014/1109/c1001-25999011.html> 2011年に中央の関係機関があさらにしたが、1990年代以降に国外へ逃亡した官僚が持ち出したのは総額8000億人民元だった。「專家談跨国反腐幾大障碍：個別国家政治庇護拒引渡」『新京報』<http://politics.people.com.cn/n/2014/1110/c1001-26000835.html>
- 10) 「中国、世界一の貿易大国に13年、米国抜き423兆円」『共同通信』(2014年3月1日19時56分)
<http://news.infoseek.co.jp/article/01kyodo2014030101002164>
- 11) 「昆明暴力案件続：公安部強調厳打嚴重暴力犯罪」『中国新聞網』2014年3月2日01:24
<http://legal.people.com.cn/n/2014/0302/c188502-24501926.html>
- 12) 「外務省海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>
- 13) 「国安藍皮書：公安机关成暴恐重点目标」『海外網 haiwai』2014年05月07日03:22 <http://china.haiwainet.cn/n/2014/0507/c345646-20606027.html> テロリズムとは、警察庁組織令第39条によれば「広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動」のこと、また、自衛隊法第89条や徳手秘密保護法第12条などでは「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」とするが、欧米では一般に「ある組織が襲撃に対して責任を表明、そして同組織がすでに政府によってテロリストグループと認定される場合」を指すことから「政治上その他の主義主張」があるということが要件となろう。中国では、刑法第120条が直接テロ犯罪に関係する(第一百二十条【组织、领导、参加恐怖组织罪、资助恐怖活动罪】组织、领导恐怖活动组织的，处十年以上有期徒刑或者无期徒刑；积极参加的，处三年以上十年以下有期徒刑；其他参加的，处三年以上有期徒刑，拘役，管制或者剥夺政治权利。犯前款罪并实施杀人、爆炸、绑架等犯罪的，依照数罪并罚的规定处罚。资助恐怖活动组织或者实施恐怖活动的个人的，处五年以下有期徒刑，拘役，管制或者剥夺政治权利，并处罚金；情节严重的，处五年以上有期徒刑，并处罚金或者没收财产。单位犯前款罪的，对单位判处罚金，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依照前款的规定处罚)。だが、テロ組織についての明確な規定が欠ける。そこで2011年10月29日に開催された全人代常務委員会は第23回会議において「対テロの取り組みの強化に関する決定(全国人民代表大會常務委員會關於加強反恐怖工作有關問題的決定)」を採択しテロ犯罪について次のように比較的明確な規定を行った。「テロ活動とは、社会を恐怖に陥れ、公共の安全に危害を加えあるいは国家機関、国際組織を脅迫することを目的とし、暴力、破壊、脅しなどを手段と

- して人を死傷させ、財産、公共施設の損壊、社会秩序の混乱など社会に対する深刻な危害を加えることを意図し作り出す行為であり、さらに扇動、資金協力あるいはその他の援助で上述の活動を実施する行為をいう。「テロ活動組織とは、テロ活動を実施あるいは組織するグループである」、テロリストはテロ活動を組織、計画、実施する人間でテロ組織のメンバーを指す」とする。
- 14) 「新疆テロ事件の集中公判で12人に死刑判決」『人民網（日本語版）』2014年6月6日
<http://j.people.com.cn/n/2014/0606/c94475-8737868.html>
 - 15) 「广州火车站砍人事件：受伤人员中无外国籍人员 伤者正全力救治」『人民網』2014年05月06日 17:47,
「中国・広州駅で切りつけ 「複数犯」との目撃証言」『日本経済新聞電子版』2014年5月6日 21:06
http://www.nikkei.com/article/DGXNASFK06025_W4A500C1000000?n_cid=kobetsu
 - 16) 「中国：新疆ウイグル爆発 習主席訪問合わせた犯行説強まる」『毎日新聞』2014年05月01日 11時46分 <http://mainichi.jp/select/news/20140501k0000e030222000c.htm>
 - 17) 「乌鲁木齐发生一起爆炸案 造成31人死亡」『新華社』2014年5月22日 13:31 <http://pic.people.com.cn/n/2014/0522/c1016-25051679-2.html>, 「ウルムチ爆発, 31人死亡 = 94人負傷, 「テロ」と断定 - 習主席, 社会安定を指示」『時事通信』2014年5月22日 22:49
 - 18) 應細飛; 王東立 「云南少数民族地区特殊政策演变及其实践」『中国共産党歴史網』2011年05月25日 06:52 <http://www.zgdsw.org.cn/GB/218994/219014/220570/222739/14739107.html> によれば, 少数民族が多数居住する辺境省の一つであり, 3月に同省の昆明駅で大事件のあった雲南省では, 人民共和国成立以降民族識別工作が実施され, 漢族以外の少数民族は, 「自治権」を有し, 一級行政区としての自治区 (新疆ウイグル自治区, チベット自治区, 内モンゴル自治区, 寧夏自治区, 江西チュワン族自治区) 以下, 自治州, 自治県, さらに民族郷に至るまで集住が促され, 民族ごとに「民族の文字・言語を使用する権利」, 「一定の財産の管理権」, 「一定規模の警察・民兵部隊の組織権」, 「区域内で通用する単行法令の制定権」などが認められるという。
 - 19) 梁啓超が日本語からネーションの訳である「民族」という語を借用し, 1901年に中国と結び付けて「中国民族」を造語, さらに翌年に「中華民族」という概念を生み出した。また, 伝統的な「中国 = 中華 = 天下」意識が, 辛亥革命, 中華人民共和国成立を経て加々美光行『岩波現代文庫 中国の民族問題危機の本質』岩波書店 2008年10月 p16
 - 20) 「李克強：強烈譴責昆明嚴重暴力恐怖事件」『人民網』2014年3月5日 <http://lianghui.people.com.cn/2014npc/n/2014/0305/c376646-24533650.html>
 - 21) 「総報告 中国海外国際移民新特点与大趨勢」王輝耀編『国際人材藍皮書 中国国際移民報告』社会科学文献出版社 2014年1月 (以下では『国際人材藍皮書』と略す) pp1 - 5 “*United Nations·Department of Economic and Social Affairs·Population Division International Migration 2013*” <http://www.un.org/en/development/desa/population/publications/pdf/migration/migration-wallchart2013.pdf>
 - 22) 「去年全国出入境人员总数增至4.54亿」『人民公安報』2014年01月16日 17:10 <http://politics.people.com.cn/n/2014/0116/c70731-24142496.html> 2013年, 中国の全出入国者はのべ4億5千4百万人で2012年の同時期より5.43%増加した。この内香港, マカオ, 台湾の出入国者はのべ2億6百万人, 外国人5250万9千1百人であった。外国人の中国入国者の上位は, 韓国, 日本, ロシア, アメリカ合衆国, ベトナム, マレーシア, モンゴル, フィリピン, シンガポール, オーストラリアであった。「国人最愛出境地港澳韩排前三」『法制日報』2014年01月16日 14:34 <http://finance.people.com.cn/n/2014/0116/c70846-24140708.html>. 中華人民共和国成立から1978年までの30年間, 中国公民の出入

- 国者の延べ人数は約26万人であった。2008年のべ4584万人、2010年同5739万人、2012年同8000万人「中国公民海外安全保護報告」『非伝統安全藍皮書 中国非伝統安全研究報告(2012~2013)』社会科学文献出版社2013年5月 p232。
- 23) 注21)の“United Nations·Department of Economic and Social Affairs·Population Division International Migration 2013”,『国際人材藍皮書』序 p3では、2013年における中国からの移出者は934万2500人、中国への移民は84万8900人であった。中国人移民は1990年からの23年間で128.6%増であった。
- 24) 「中国公民海外安全保護報告」『非伝統安全藍皮書 中国非伝統安全研究報告2012~2013』p233。2000年の留学生が3万9千人であったのが2011年には約33万9千7百人となった。
- 25) 注21)「総報告 中国海外国際移民新特点与大趨勢」『国際人材藍皮書』p9。
- 26) 注24) 前掲書 p233。
- 27) 王輝耀「中国海外国際移民新特点与大趨勢」『国際人材藍皮書』p34。
- 28) 「報告称中国富豪2.8万亿资产转至海外 占GDP的3%」『人民網』胡维佳 2014年06月24日14:09 <http://gz.people.com.cn/n/2014/0624/c194844-21500210-2.html>
- 29) 「カナダ、中国人富裕層に人気の投資家向け移民ビザを廃止」The Wall Street Journal 2014年2月13日13:38 JST <http://jp.wsj.com/articles/SB10001424052702304204104579379921494025040>
- 30) 「在美華人現状調査：新华人居多 为了美国梦还需努力」『人民網』2014年08月21日09:44 <http://usa.people.com.cn/n/2014/0821/c241376-25509888.html> 在米中国人の個人収入の中間値は37,229ドル平均値は51,835ドルである。
- 31) 注26)『国際人材藍皮書』pp.1-33を参照。
- 32) 注29)に同じ。
- 33) 「中国当局、令計画氏の追及強める 山西省派閥にメス 出身の共青团に逆風も」『日本経済新聞電子版』2014/12/24 0:46 http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM23H5O_T21C14A2FF1000/
「中国共産党内、習氏の『反腐敗』に戦々恐々」『日本経済新聞電子版』2014/12/24 0:44 http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM23H6D_T21C14A2FF2000/
- 34) 劉鉄男、令政策、申維辰、陳川平等がメンバーだと言われ、2007年頃にグループ化したという。「令計画家族財富版圖与神秘“西山会”成員(圖)」『鳳凰網』2014-12-23 08:39 http://finance.ifeng.com/a/20141223/13376697_0.shtml#p=1
- 35) 「しほむ中国の公務員人気 反腐敗で減る『うまみ』上海支局 菅原透」日本経済新聞電子版 2014/12/25 7:00 <http://www.nikkei.com/article/DGXMZO81248940U4A221C1I00000/?df=2>
- 36) IMF “World Economic Outlook Database” 2010~2014 (<http://www.imf.org/external/ns/us.aspx?id=28>) によれば中国の実質GDPは2011年に9.30%と10%を下回って以降、2012年は7.65%、2013年は7.7%、2014年は7.38%と推移。今世紀に入ってからの高度成長は影を潜めている。
- 37) 「堅持稳中求進工作總基調 一論貫徹落實中央經濟工作會議精神」『人民日報』2014年12月13日

Xi Jinping and his “Beijing Declaration on Fighting Corruption”

China has now become the world's second-largest economy, increasingly strengthening its presence in international politics. Back home, however, the Chinese government is undergoing a policy change to put the economy on a stable growth track. With income disparities widening and public sentiment becoming increasingly complex, the Communist government apparently needs to place more importance on the internal political situation.

One of the internal policy challenges that are urgently in need of being addressed by the government is the corruption of power, an issue to which the people are highly sensitive. China represents a paradigm of centralized government bureaucracy. Mao Zedong devoted energy and effort to preventing problems arising from the bureaucracy. Since its establishment in 1921, the Communist Party of China has been plagued with such problems as dogmatism and privilege abuse, eventually giving rise to an infamous rectification campaign in Yanan. Later, the movement escalated into the Cultural Revolution, a so-called “lost decade” for which Chairman Mao was strongly condemned later on.

The rectification campaign launched in Chongqing by Bo Xilai was severely criticized as the return of the Cultural Revolution. For those suffering from economic disparities, however, the negative effects of bureaucracy that have been observed since the country's shift to a route of reform and liberalization have become the object of resentment. Some of them want to see another return of the Cultural Revolution, which is a fact that cannot be ignored. Those with an extremely strong anti-Japan sentiment are also included among such people.

Chinese government officials enjoying privileged positions and exclusive benefits have continued to play an important role in the country, a fact that has brought about the problem of a trade-off.

(TOKUOKA, Hitoshi, Professor, Faculty of Law, Heisei international University)